

議案第9号

公立大学法人大阪の重要な財産を定める協議について

公立大学法人大阪に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の重要な財産を定めることについて、法第123条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪府と協議する。

- 1 法第6条第4項の重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可の申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が500,000円以上の財産（当該財産の性質上同条の規定により処分することが適当でないものを除く。）とする。
- 2 法第44条第1項の重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）70,000,000円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、1件10,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

公立大学法人大阪の保有に係る重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなると認められる場合に、地方独立行政法人法第42条の2の規定により処分しなければならないもの及び同法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときに、設立団体の長の認可を必要とする重要な財産を定めるため、大阪府と協議する必要があるので、同法第123条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法 (抄)

(財産的基礎)

第6条 省 略

2-3 省 略

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第42条の2の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

5-6 省 略

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第42条の2の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 省 略

(設立団体が2以上である場合の特例)

第123条 省 略

2 設立団体が2以上である場合において、第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第28条第2項、第34条、第35条第1項後段、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号、第78条の2第2項、第87条の9第1項及び第3項第7号、第87条の10第1項第2号及び第2項並びに第87条の20第4項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第6条第4項、第19条の2第4項又は第44条第1項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4-5 省 略